

# とめる



自転車を適切に止められる駐輪環境をつくる

# 方針 1

## 目的に応じた駐輪場の「量」を確保する

- 本市では、放置自転車対策と自転車を利用しやすい交通環境整備のため、これまでに収容台数約10万台分の市営駐輪場の整備を進め、また民間事業者への整備費用の一部補助事業や、大規模小売店舗立地法に基づく大型物販店舗での駐輪場の確保等により、駐輪対策を進めてきました。
- 放置自転車台数は年々減少していますが、一部の鉄道駅、集客施設や共同住宅周辺では、依然として放置自転車が発生しています。
- 駐輪需要を発生させる施設の役割を明確にしながら、駐輪場の「量」を確保する取組を進めます。

### (1) 買い物等の集客施設での利用に応じた駐輪場の確保

施策① 駐輪場の附置義務制度の適切な運用

施策② 公共空間を活用した駐輪場の整備

### (2) 鉄道利用等に対応した駐輪場の拡充

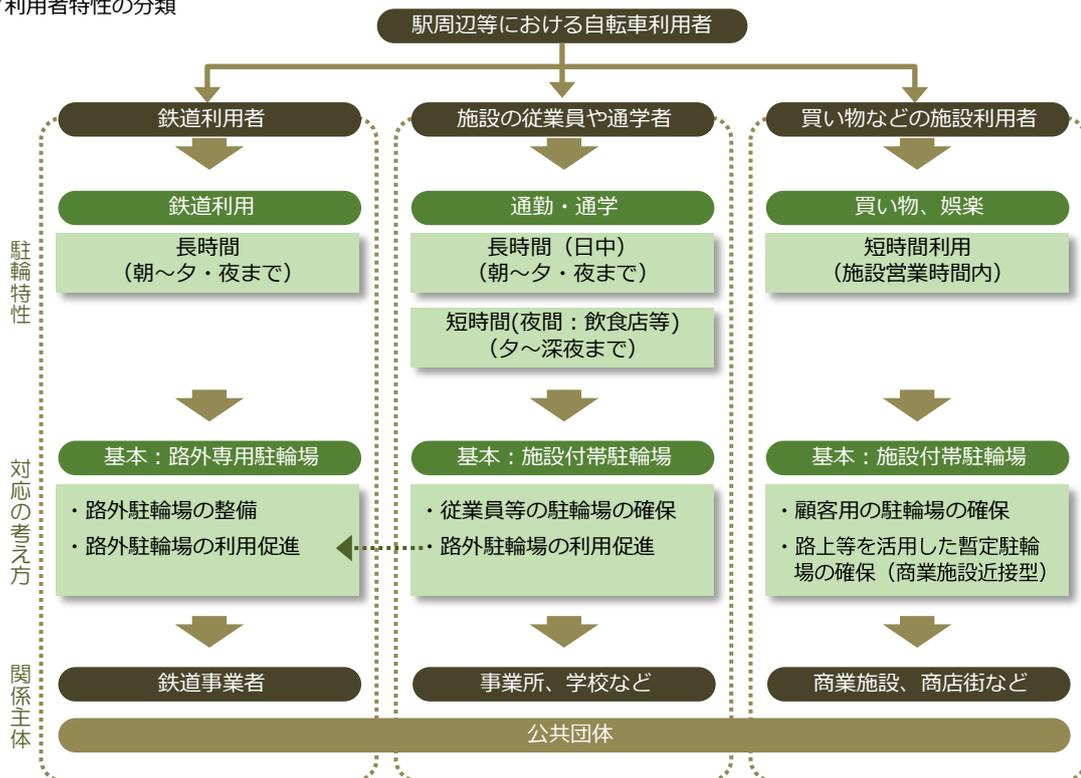
施策③ 駅前再開発等の機会を捉えた駐輪場整備

施策④ 鉄道事業者主体での積極的な駐輪場整備

施策⑤ 駐輪場整備費補助制度の効果的な運用

■ 鉄道駅周辺等の自転車利用者の特性の分類と関係主体の役割  
(国土交通省 自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン (H24) を基本に作成)

▼ 利用者特性の分類



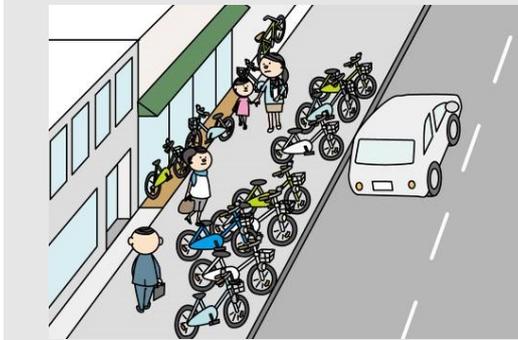
## 方針1 目的に応じた駐輪場の「量」を確保する

## (1) 買い物等の集客施設での利用に応じた駐輪場の確保

- 近年、買い物利用などに伴う短時間の放置自転車が多くなっています。買い物客など短時間利用者向けの駐輪場が十分でないことで、商業施設等の周辺の歩道に自転車が放置され、歩行者の通行の妨げになることがあります。
- 一部の商店街などにおいても、駐輪場所の確保が課題となっています。
- そこで、駐輪需要を発生させる施設等に、駐輪場設置を促し、駐輪場の「量」の確保を図ります。

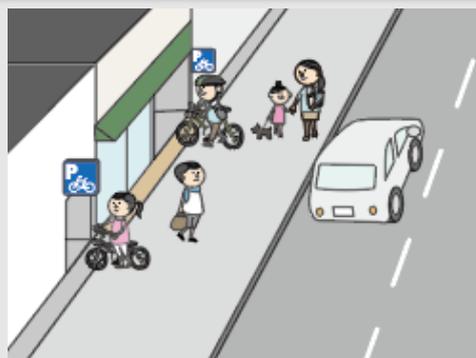
## ■ 商業施設等に駐輪場が不足していると…

- ・道路などに自転車が雑然と放置されて、歩行者が歩きにくい状態となります。



## 施策① 駐輪場の附置義務制度の適切な運用

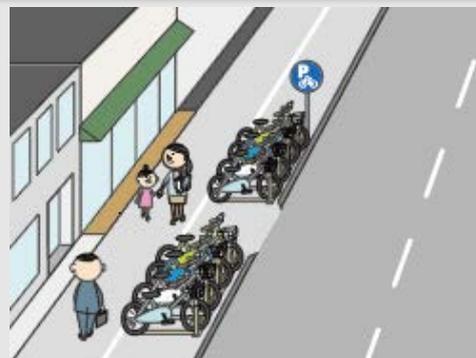
- 本市では2018年に、駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅等を新築または増築する際に、駐輪場の設置を義務付ける条例を制定しました。
- 着実に駐輪場附置義務制度を運用し、駐輪需要を発生させる施設において、適切な収容台数の駐輪場設置を促進します。
- 附置義務の対象外となる既存施設等についても、条例では利用者用の駐輪場設置を努力義務としており、制度の周知を図っていきます。



商業施設等で適切に設置された駐輪場のイメージ

## 施策② 公共空間を活用した駐輪場の整備

- 歩行者の安全、円滑な通行空間を確保しつつ、道路や公開空地などの公共空間を活用した駐輪場の設置を、商店街や民間事業者等と連携して推進します。
- 公共用地におけるシェアサイクルポートの設置について、国の動向を見据えて検討します。



商店街で設置した駐輪場のイメージ

## ■ 駐輪場附置義務制度の概要

- 2018年3月に、一定規模以上の集客施設や共同住宅等を対象とした「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」を制定しました。

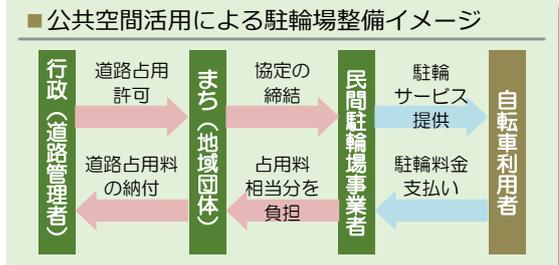
【横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例】の主な内容

① 指定区域	市街化区域
② 対象施設	一定規模以上の集客施設及び共同住宅等 (施設を新築または増築※する際に対象となります。)
③ 設置台数	算定方法を用途別・規模別に設定 ・ 特定商業地域(容積率600%以上の地域)は別途緩和基準を設定
④ 設置位置	敷地内または敷地からの歩行距離がおおむね50メートル以内の場所
⑤ 罰則規定	命令違反、報告の未実施などの場合、罰則規定あり ・ 命令違反: 50万円以下の罰金、報告・資料の未提出: 20万円以下の罰金など

※既存の集客施設及び共同住宅等には、利用者または居住者のための駐輪場を設置する努力義務があります。

## ■ 具体事例：地域主体での公共空間活用による駐輪場整備のしくみづくり

- 買い物客の駐輪ニーズに対して、商店街などを中心に、地域が主体的に道路などの公共空間を路上駐輪場として活用できる仕組みをつくっています。
- 現在、イセザキ・モール(関内駅)、鶴見駅、瀬谷駅周辺での事業が展開されています。



## ■ イセザキ・モールでの整備事例(2018年3月開業)

【収容台数】  
計162台

【駐輪料金】  
駅との距離で異なる(図参照)

【整備運営主体】  
伊勢佐木町1・2丁目地区  
商店街振興組合

【同時実施対策】  
① 放置禁止区域の拡大  
② 周知活動の実施  
③ 移動作業強化

**B 地下出入口横 (23台)**  
(1時間無料、以後100円/4h)

**A 飲食店前 (24台)**  
(1時間無料、以後100円/8h)

**C 書店横 (115台)**  
(1時間無料、以後100円/8h)

※背景図は、国土地理院 基盤地図情報 基本項目を加工して作成したものです。

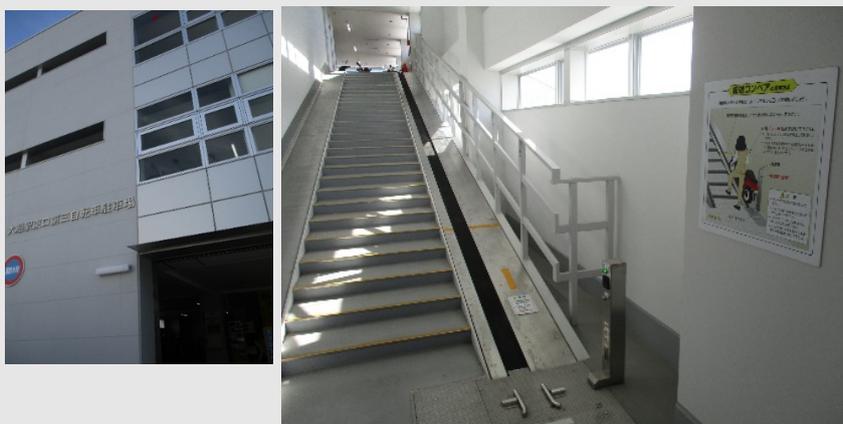
方針1 目的に応じた駐輪場の「量」を確保する

## (2) 鉄道利用等に対応した駐輪場の拡充

- 一部の鉄道駅周辺では、依然として長時間の自転車放置が目立ち、駐輪場の稼働も非常に高い状況です。
- 新たな駐輪場の設置にあたっては、行政単独での計画的な整備が困難な現状を踏まえ、駅周辺の再開発等にあわせた整備や、鉄道事業者による主体的な整備の促進を図るとともに、民間事業者による整備を支援します。

### 施策③ 駅前再開発等の機会を捉えた駐輪場整備

- 再開発事業等の機会を捉えて、計画的に駅周辺における駐輪環境の改善・拡充を図ります。
- まちづくりや駅前空間の有効活用の観点を考慮し、機械式立体駐輪場等の技術の活用も視野に、駐輪場の適正な配置や既存駐輪場の立体化等を検討します。



市街地再開発事業により整備された駐輪場（大船駅東口第三自転車駐車場）

### 施策④ 鉄道事業者主体での積極的な駐輪場整備

- 鉄道駅周辺の駐輪場の設置は、鉄道事業者の積極的な協力のもと進められるべきものです（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）。一部の市営駐輪場では、鉄道事業者の用地貸付・提供をもとに運営を行っています。
- 駅周辺の駐輪場整備や拡充にあたり、同法に基づき、引き続き鉄道事業者の積極的な協力を求めていきます。

### 施策⑤ 駐輪場整備費補助制度の効果的な運用

- 本市では、駅周辺に通勤・通学者向けの駐輪場を整備する場合、整備費用の一部を補助する制度を運用しています。
- 駐輪環境の改善が急がれる駅周辺では、補助対象に優先度を設けるなど、制度の効果的な運用により駐輪場整備を促進します。

## 方針 2 サービスの「質」を高める

- 市営駐輪場は、平日 10 万台を超える利用があります。
- 電動アシスト自転車、幼児 2 人同乗用自転車やスポーツ自転車の普及もあり、駐輪ニーズも多様化しています。
- 市営駐輪場は、各駅周辺の自転車利用状況を踏まえ、平面式や建物式により整備されてきましたが、老朽化等に伴う補修の計画的な実施が課題となっています。
- 施設の利便性向上や着実な修繕実施のための対策を検討します。



市営駐輪場（本郷台駅自転車駐車場）

### （1）市営自転車駐車場のサービス向上

施策⑥ 多様な駐輪ニーズへの対応

施策⑦ 利便性・安全性向上に資する施設の再整備

### （2）持続可能な市営駐輪事業のしくみ構築

施策⑧ 持続的な施設運営の手法検討

施策⑨ 持続的な維持管理を実現するしくみの検討

## 方針2 サービスの「質」を高める

**(1) 市営自転車駐車場のサービス向上**

- 電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車やスポーツ自転車の普及等により、駐輪ニーズは多様化しています。
- 一部の駐輪場では、機械管理化や料金収受の電子化が進められており、利用者の利便性向上につながっています。また防犯対策の強化も求められています。
- 多様なニーズに対応しながら、市営駐輪場の利便性・安全性の向上を図ります。

**施策⑥ 多様な駐輪ニーズへの対応**

- 電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車などの大型自転車の駐輪スペースの拡充や、スポーツタイプなどの特殊自転車が停められるスペースの導入など、各々の駐輪場において、多様化する駐輪ニーズへの対応に努めます。

**施策⑦ 利便性・安全性向上に資する施設の再整備**

- 利用者の利便性向上のため、ゲート式や電磁ロック式の駐輪ラックの導入を検討し、機械管理化を進めます。
- 交通系ICカード決済等の導入を検討します。
- 施設環境等を考慮した上で、防犯カメラ設置などの防犯対策の更なる強化を図ります。



ゲート式の導入事例  
(元町・中華街駅自転車駐車場)

## (2) 持続可能な市営駐輪事業のしくみ構築

- 市営駐輪場の長寿命化と維持管理費の平準化を図るために、建物式駐輪場の個別保全計画を見直し、着実に実行するための事業スキームを構築します。

### 施策⑧ 持続的な施設運営の手法検討

- 計画的に修繕し、持続的な施設運営を図るため、建物式駐輪場の個別保全計画の見直しを行います。
- 見直しにあたり既存の建物式駐輪場の現況調査及び診断等を行い、緊急性の高いものを優先して計画的に保全対策を実施していきます。



建物式駐輪場  
(戸塚駅西口第10自転車駐輪場)

### 施策⑨ 持続的な維持管理を実現するしくみの検討

- 老朽化の進む市営駐輪場を将来に渡り安全・快適に利用してもらうため、利用料金体系の見直しや民間事業者活用の仕組みを検討します。
- 自転車と原動機付自転車・自動二輪車の料金バランスのあり方について、本計画の趣旨を踏まえながら検討します。

# 方針3

## まちに適した駐輪対策を進める

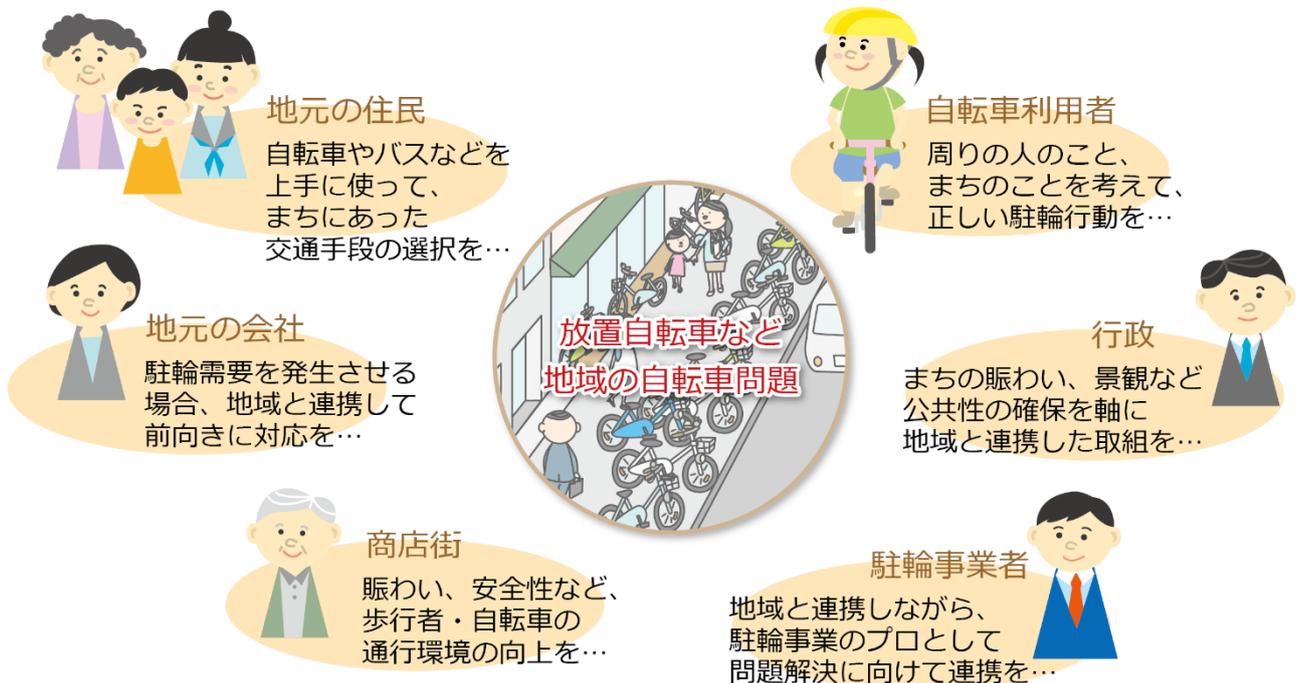
- 本市ではこれまで、主に鉄道駅に大量に集まる自転車需要に対応するために、行政主体で市営駐輪場の整備、運営を進め、放置自転車を大幅に減らしてきました。しかしながら、一部の駅や繁華街などでは、依然として放置自転車が発生しています。
- 地域、民間、行政など関係主体が、地域の駐輪対策のプレイヤーとしての役割を認識し、まちの魅力向上や歩行者の通行環境の向上に向けて、連携して取り組む必要があります。

### 地域・民間・行政の 連携による 駐輪対策の実施

施策⑩ 放置自転車対策の推進

施策⑪ 地域と連携した駐輪対策の取組強化

#### ■ 地域の自転車問題に対する、それぞれの取組のイメージ



## 地域、民間、行政の連携による駐輪対策の実施

- 放置を抑制し、「まち」の駐輪問題を解決するためには、地域、民間、行政などの関係主体が、駐輪対策のプレイヤーとしての役割を認識し、連携して取組を進めることが必要となります。
- 本市では、鉄道駅周辺において自転車マナーアップ監視員による自転車利用者への声かけを行っています。自治会・町内会、商店街、警察などとの連携を強化し、取組を継続することで、放置しづらい環境を構築する必要があります。

### 施策⑩ 放置自転車対策の推進

- 自治会・町内会、商店街、警察などとのさらなる連携強化を図り、放置対策に取り組めます。
- 自転車等放置禁止区域について、指定の趣旨や禁止区域に対する理解を深めてもらうよう、放置防止の周知啓発に積極的に取り組みます。

#### ■ 放置禁止区域を示す標識



#### ■ 違法駐車及び放置自転車・バイククリーンキャンペーン



### 施策⑪ 地域と連携した駐輪対策の取組強化

- 歩行者の安全、円滑な通行空間を確保しつつ、道路や公開空地などの公共空間を活用した駐輪場の設置を、商店街等と連携して推進します。（施策②再掲）

#### ■ イセザキ・モールの取組

【台数】 162 台  
 【料金】 1 時間無料  
 以後、4 時間 100 円  
 もしくは 8 時間 100 円  
 （場所により異なる）

【実施主体】  
 伊勢佐木町 1・2 丁目地区商店街  
 振興組合



#### ■ 鶴見ベルロードの取組

【台数】 90 台  
 【料金】 1 時間無料  
 以後、3 時間 100 円  
 もしくは 5 時間 100 円  
 （上下段により異なる）

【実施主体】  
 鶴見銀座商店街



#### ■ 瀬谷駅北口駅前広場の取組

【台数】 181 台  
 【料金】 2 時間無料  
 以後、4 時間 100 円

【実施主体】  
 瀬谷駅北口駅前広場活用推進  
 協議会

